

○新潟市営住宅入居者の収入認定事務取扱要綱

(平成9年5月1日施行)

改正 平成11年10月31日

改正 平成19年 4月 1日

改正 平成24年 4月 1日

改正 平成26年12月22日

改正 令和 4年12月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市営住宅条例（平成9年新潟市条例第15号。以下「条例」という。）第16条及び第17条に規定する収入の申告、収入の額の認定、家賃の決定並びに収入及び家賃についての意見書の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(収入の申告)

第2条 市営住宅の入居者（以下「入居者」という。）は、毎年、新潟市営住宅条例施行規則（平成9年新潟市規則第22号）第13条別記様式第11号による収入申告書に第7条に規定する収入の額及び第8条に規定する控除の該当を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、その年の10月1日において入居後3年を経過しない改良住宅の入居者については、この限りではない。

(申告期限)

第3条 前条の申告は、その年の7月16日に入居者であった者は7月31日までに、7月17日以降に入居決定した者は入居決定日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。

(申告の催告)

第4条 前条に規定する申告期限を経過しても収入の申告を行わない入居者に対しては、催告日の翌日から14日以内の日を催告期限日として、収入申告催告書（別記様式）を送付するものとする。

(未申告者の家賃)

第5条 前条の規定により申告の催告を行ったにもかかわらず、収入の申告をしない入居者の

家賃は、次に掲げる額とする。

(1) 公営住宅及び第3種住宅の入居者である場合は、条例第16条第1項に規定する近傍同種の住宅の家賃の額

(2) 改良住宅の入居者である場合は、条例第16条第2項第2号に規定する額を家賃算定基礎額として公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項に規定する方法で算出した額。ただし、条例第24条第1項に規定する収入調査により収入の状況が判明した入居者を除く。

(収入認定の範囲)

第6条 収入認定の範囲は、毎年、10月1日（10月2日以降の入居者である場合は入居決定日）の入居者及び同居人、別居中であるが所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族である者（ただし、他の新潟市営住宅の入居者又は同居人を除く。）並びに単身赴任等で一時的に別居している者とする。

2 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域又はこれに準ずる地域であると市長が認める地域（以下これらの地域を「対象地域」という。）内の市町村長が発行する書類により対象地域に平成23年3月11日において居住していたことが証明された者（当該書類により当該者の属する世帯の構成員とみなされた者を含む。以下この項及び次条において「支援対象避難者」という。）の収入認定の範囲は、前項の規定により難しい場合は、支援対象避難者が属する世帯の構成員全員が避難する場合を除き、次に掲げる者とする。

(1) 入居者及び同居者

(2) 前号に掲げる者の配偶者

(3) 第1号に掲げる者を所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養親族としている者及びその配偶者

(収入の額)

第7条 収入認定の対象とする収入は、7月1日に入居者である者は7月1日の状況に基づき、7月2日以降に入居決定した者は入居決定日の状況に基づき、次に掲げる額とする。

- (1) 7月1日又は7月2日以降の入居決定日において、前年1月1日から継続して、同じ事業所（会社・団体等）に勤務若しくは営業している場合又は年金を受給している場合は、前年1年間の所得の額
- (2) 7月1日又は7月2日以降の入居決定日の収入の状況となった勤務を前年1月2日以降に開始した場合は、勤務を開始した日の属する月の翌月分から6月分又は入居決定日の属する月の前月分までの給与及び賞与のうち直近の1年以内の状況から1年間の所得の額を推定した額
- (3) 7月1日又は7月2日以降の入居決定日の収入の状況となった営業を前年1月2日以降に開始した場合は、営業を開始した日の属する月の翌月分から6月分又は入居決定日の属する月の前月分までの収支状況のうち直近の1年以内の状況から1年間の所得の額を推定した額
- (4) 7月1日又は7月2日以降の入居決定日の収入の状況となった年金の受給を前年1月2日以降に受給することとなった場合は、直近の年金受給の状況から1年間の所得の額を推定した額
- (5) 7月1日又は7月2日以降の入居決定日において失業休職その他の事情により無収入である場合は、0円

2 支援対象避難者の収入認定の対象とする収入は、前項の規定により難しい場合は、支援対象避難者が属する世帯の構成員全員が避難する場合を除き、前条第2項各号に掲げる者の所得の金額の合計額に2分の1を乗じて得た額を所得金額とみなして前項の規定を適用する。

（控除の判定）

第8条 収入の算定において、第6条に規定する収入認定の範囲の者が、控除に該当するか非該当であるかの判定は、その年の10月1日（10月2日以降の入居者である場合は入居決定日）の現況によるものとする。

（収入の認定及び家賃の決定）

第9条 翌年度の家賃算定のための収入の額の認定及び翌年度の家賃を決定したときは、すみやかに入居者に通知するものとする。ただし、翌年度の家賃を決定した日以降に入居決定した入居者については入居決定日において翌年度の家賃を決定し、すみやかに通知するものと

する。

(収入認定の更正)

第10条 前条の規定により入居者に通知した収入認定の額の更正は、次に掲げる場合に限り行う。ただし、控除の状態の変化による更正は行わず、また更正は遡及しないものとする。

(1) 条例第21条の規定に基づき収入超過者と認定された者で失業等収入の状態に変化があり収入超過の状態がなくなるか若しくは収入超過の区分に変更がある場合

(2) 条例第24条第1項に規定する収入調査又は収入認定事務に誤りがある場合

(更正後の家賃の適用)

第11条 前条の更正が4月以降に行われた場合における更正後の家賃の適用は、次に掲げる月からとする。

(1) 前条第1号の規定による場合は、収入及び家賃についての意見書を受理した日の属する月の翌月

(2) 前条第2号の規定による場合は、収入認定を更正した日の属する月

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成9年9月から平成10年3月までの家賃の算定のための収入認定においては、第6条、第8条及び第9条中「10月1日」とあるのは、「8月1日」と読み替えるものとする。

3 平成9年9月から平成10年3月までの家賃の算定及び平成10年度の家賃の算定のための収入認定においては、第7条中「7月1日」とあるのは「6月1日」と、「7月2日」とあるのは「6月2日」と、「6月分」とあるのは「5月分」と読み替えるものとする。

4 平成9年9月から平成10年3月までの家賃の算定のための収入認定の更正においては、平成9年9月末日までに収入及び家賃についての意見書を受理した場合に限り、第11条第

2号の規定にかかわらず、更正後の家賃は平成9年9月から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

担当 新潟市建築部

住環境政策課

収 入 申 告 催 告 書

市営住宅の入居者は、新潟市営住宅条例第17条の規定により、毎年、収入の申告を行わなければなりません。あなたからは、未だ申告書の提出がありません。下記のとおり申告期限までに、所定の申告書により、必ず収入を申告してください。

申告がない場合、あなたの 年度の家賃は、近傍同種の住宅の家賃額など新潟市営住宅条例第16条の規定により決定します。

記

- 1 申告期限 年 月 日
- 2 申告場所 新潟市 部 課
- 3 申告方法 配布済の「収入申告書（様式第11号）」によること
- 4 申告がない場合のあなたの推定近傍同種家賃 円